２０２２年１１月１７日

寿都町議会議長　小西正尚　殿

公開質問状

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会

2021 年 3 月に制定されました『寿都町における特定放射性廃棄物最終処分の概要調査及び精密調査に係る意見に関する住民投票条例（以下、「条例」と記す)』に関しまして、以下の質問事項について、11 月３０日までに書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

条例の執行は町長の権限であることは当会としても十分に承知しておりますが、本件公開質問に対する回答につきましては、同条例案を審議し、同条例を可決した町議会の長としてのご見解をお願いいたします。

＜住民投票条例に対する当会の意見＞

条例の第３条第１項（住民投票の成立要件等） において「住民投票は、第７条に規定する投票資格者の過半数の者の投票により成立するものとする。」と規定され、第３条第２項において「前項の規定により住民投票が成立しなかった場合には、開票を行わない。」と定められていますが、『投票資格者による投票の数（以下「投票数」と記す）が過半数に満たない場合に住民投票が成立しないとする合理的な根拠』が不明です。

地方自治法第 17 条で定める地方公共団体の長及び議員の選挙において、投票数を選挙の成立及び開票の要件と法令等では規定されていません。憲法第 92 条で定める地方自治の本旨の基本理念「住民自治」に鑑みれば、投票数に関わらず選挙（市町村長選挙及び市町村議会議員選挙等）が成立し、開票を行うことによって住民の意思を最大限地方自治に反映をさせることは当然の帰結であり、住民の意思表示である住民投票も選挙と同様、投票数に関わらず開票を行うべきであると考えます。しかしながら、条例では投票数が過半数に満たない場合は住民投票自体が成立せず、開票を行わないと定められています。これらの規定は地方自治の本旨である住民自治の趣旨を没却するものだと思料します。

【質問①】

「条例で投票数が過半数に満たない場合は住民投票が成立しない、開票を行わない。」という趣旨を規定した条例第３条第１項及び第２項の根拠について、なぜ投票数が過半数に満たない場合は住民投票が成立しないのか、なぜ開票を行わないのか、その合理的な理由について、当該条文に係る町議会での審議を踏まえた貴職のご見解をお聞かせください。

【質問②】

条例の第３条第１項及び第２項の規定と憲法第92条で定める地方自治の本旨の基本理念「住民自治」との整合性について貴職のご見解をお聞かせください（整合性に問題がないというご見解であれば、その根拠をご説明ください)。

【質問③】

条例の第３条第１項（住民投票の成立要件等）で「住民投票は、第７条に規定する投票資格者の過半数の者の投票により成立するものとする。」と規定されている一方、同条第２項では「前項の規定により住民投票が成立しなかった場合には、開票を行わない。」と規定されています。開票を行わなかった場合（投票数が過半数に満たなかった場合)、投票された票に反映されている町民の意見をどのように扱うのか、開票を行わないでどのように町民の意思を町政に反映させるのか、当該条文に係る町議会での審議を踏まえた貴職のご見解をお聞かせください。

【質問④】

条例の第２条第２項で「住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。」と規定されている一方で、第３条第１項により「過半数の者の投票がなければ住民投票が成立しない」と規定されています。投票数が過半数に達しなければ成立しない住民投票は、第２条第２項で定めた「住民の自由な意見が反映される投票」とは言い難く、条例そのものに大きな齟齬が生じていると思料します。第２条と第３条の整合性について当該条文に係る町議会での審議を踏まえた貴職のご見解をお聞かせください（整合性に問題がないというご見解であれば、その根拠をご説明ください)。

【質問⑤】

条例の第４条で「概要調査等地区の選定についての意見書を経済産業大臣へ提出しようとするときに、あらかじめ町長が実施するものとする。」で定められています。住民投票の実施時期の決定については町長の権限でありますが、選挙で選ばれた町民の代表である町議会の長として、住民投票を何年何月頃に行うのが望ましいか、住民投票の望ましい実施時期についてご見解をお聞かせください。

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会
共同代表　南波　久　・三木　信香